

危険物等検査業務規程細則第 2（規程第 2 4 条及び附属書第 2 第 1 5 条関係）

液状化等物質運送許容水分値測定、液状化等物質水分測定
及び液状化等物質積付検査の実施方法に関する細則

（趣旨）

第 1 条 この細則は、危険物等検査業務規程（平成 1 6 年本安技第 1 6 － 3 0 号、以下「規程」という。）第 2 4 条の規定に基づき、液状化等物質運送許容水分値測定、液状化等物質水分値測定及び液状化等物質積付検査の実施方法に関し必要な事項を定めたものである。

（用語）

第 2 条 この細則において使用する用語は、規程において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 液状化等物質運送許容水分値測定（以下、「T M L 測定」という。）の事務処理に係るシステムを液状化等物質運送許容水分値測定システム（以下、「B C T システム」という。）という。
- 二 （略）

（文書の作成等）

第 3 条 規程附属書第 2 第 6 条における決裁文書の起案は、次の各号に定めるところによる。
（略）

第 4 条 （略）

第 5 条 （略）

第 6 条 （略）

（代理人等による申請）

- 第 7 条** T M L 測定、水分測定又は液状化等物質積付検査の申請手続を、申請権者から委任を受けた者が行う場合は、液状化等物質運送許容水分値測定申請書、液状化等物質水分測定申請書又は液状化等物質積付検査申請書に申請権者から当該申請の手続きに関し委任を受けた旨の委任状の添付を求め、確認するものとする。
- 2 前項に規定する委任状は、T M L 水分値測定にあつては第 1 号書式若しくは第 2 号書式、水分測定にあつては第 3 号書式若しくは第 4 号書式又は液状化等物質積付検査にあつては第 5 号書式若しくは第 6 号書式を用いるものとする。
 - 3 （略）

（申請書の記載要領）

第 8 条 液状化等物質運送許容水分値測定申請書、液状化等物質水分測定申請書及び液状化等

物質積付検査申請書の記載要領は、細則第2附属書第1によるものとする。

(TML測定表、水分測定表及び液化化等物質積付検査証の記載要領)

第9条 TML測定表、水分測定表及び液化化等物質積付検査証の記載要領は、細則第2附属書第2によるものとする。

(英訳書の記載要領)

第10条 液化化等物質運送許容水分値測定表英訳書、液化化等物質水分測定表英訳書及び液化化等物質積付検査証英訳書の記載要領は、細則第2附属書第3によるものとする。

(再交付)

第11条 規程附属書第2第11条第1項に定めるTML測定表、水分測定表又は液化化等物質積付検査証の再交付は、当該測定表、検査証が滅失し、又は毀損したときのみとするものとする。

2 TML測定表、水分測定表若しくは液化化等物質積付検査証又はこれらの英訳書の再交付は、測定表・検査証等再交付申請書(第7号書式)により測定又は検査の申請を行った者からの申請によるものとする。

3 再交付するTML測定表、水分測定表若しくは液化化等物質積付検査証又はこれらの英訳書の番号は、再交付に係る当該滅失し、又は毀損した測定表、検査証等(最初に交付した測定表、検査証等)の番号に「-」を付し、かつ、その後に再交付の番号を次の例により付すものとする。

(例) ○○BC T ××/□□-1

↑

二度目の再交付のときは、「2」とする。

(契印)

第12条 TML測定表、水分測定表又は液化化等物質積付検査証は、当該決裁文書との間で契印を押印したうえ交付するものとする。

第13条 (略)

附則 (略)

第1号書式～第8号書式 (略)